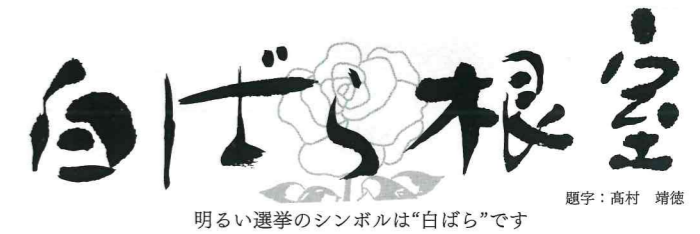


8月22日(日)は 根室市議会議員選挙の投票日です

～投票所入場券をご確認のうえ、投票に行きましょう!～



特別号

令和3年8月1日発行
根室市明るい選挙推進協議会
(根室市選挙管理委員会事務局内)
会長：田中 昭人

投票の出来る方は

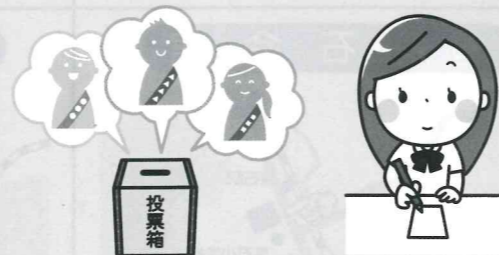
平成15年8月23日までに生まれ、令和3年5月14日までに根室市に転入届出(住民登録)をし、投票日現在、引き続き住所を有している方です。

※投票日前に他の市町村へ転出した方は、投票できません。

世帯ごとに住民票記載の住所にはがきを送付します。1枚のはがきで2人分までの入場券になります。選挙人が3人以上の世帯には、複数枚のはがきが届きます。

市内で住所を移された方は

令和3年8月4日までに市内で住所を移された方は、新住所地の投票所で、8月5日以降に住所を移された方は、前住所地の投票所での投票となります。



投票日時は

投票日は、令和3年8月22日(日) 午前7時から午後8時までです。

市内に27投票所を開設します。(詳細については裏面を参照してください)

期日前投票は

投票日に、仕事や学業、旅行等で投票に行けない場合は、期日前投票ができます。

※投票所入場券に「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」が印刷されておりますので、事前にご記入いただきますとスムーズに投票することができます。

期日前投票所	開設期間	投票時間	必要なもの
市役所1階ロビー	8月16日(月)から 8月21日(土)まで6日間	午前8時30分から 午後8時まで	宣誓書 (印鑑不要)
歯舞会館	8月19日(木) 8月20日(金) 2日間	午前10時から 午後7時まで	
厚床会館	8月18日(水) 8月20日(金) 2日間		
落石会館	8月18日(水) 8月19日(木) 2日間		

投票所における新型コロナウイルス対策について

根室市選挙管理委員会では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所内での感染予防やまん延防止のための対策に取り組んでいます。

- ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。
- 投票所内が密にならないよう入り口で調整し、記載台の間隔を空けます。(少しお待ちいただく場合があります)
- 投票所には、手指用消毒液を設置します。
- 投票事務従事者はパーテーション(間仕切り)で飛沫を防止し、マスク及び使い捨て手袋を着用します。
- 投票所入場券や投票用紙の受け渡しは、トレイに乗せて行います。
- 定期的な投票所の換気を行います。
- スリッパや記載台は定期的に消毒します。
- 鉛筆は使い捨て鉛筆を用意します。
- ご持参した鉛筆等の使用もできます。(鉛筆、シャープペンシルに限ります)



不在者投票は

長期出張等により根室市以外で投票を希望される方や、病院、老人ホームなどに入院、入所されている方は不在者投票を利用することができます。

事前に手続きが必要となりますので、詳しくは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

郵便投票は

身体に重い障がいがあって投票所に行けない方が、自宅などから郵送で投票する制度です。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の等級の方が対象となり、介護保険の要介護度が「要介護5」の方も対象となります。

問い合わせ先

根室市常盤町2丁目27番地
根室市選挙管理委員会事務局 (TEL0153-23-6111 内線2357)